

入札参加資格登録業者 各位

会津若松市長 室井 照平
(公印省略)

平成 26 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価並びに設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置及び東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行に伴う特例措置について(通知)

会津若松市においては、公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の改訂に伴い、2 月 1 日以後に契約を締結した工事及び設計等の業務委託につきまして、下記 1 のとおり取り扱うこととしました。

また、東日本大震災の被災地において、土木工事の間接工事費の積算に関する当面の取り扱いが国において定められたことから、2 月 3 日以後に契約を締結する土木工事の契約につきまして、下記 2 のとおり取り扱うことといたしましたのでお知らせいたします。

記

1 労務単価・技術者単価の改正に伴う特例措置

措置の内容

受注者は、今般改訂の「2 月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託技術者単価」の適用前の単価(旧単価)に基づく契約を改訂後の単価(新単価)に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

対象工事

平成 26 年 **2 月 1 日以後**に契約を締結する工事のうち旧単価を適用して予定価格を積算しているもの。

変更後の請負代金額の積算方法

新単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格 × 当初契約の落札率

協議の請求期限

契約締結日から 60 日以内

2 土木工事の間接工事費率の特例措置

措置の内容

受注者は、間接工事費率に補正係数を適用しない積算による契約を補正係数を適用した契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

対象工事

平成 26 年 **2 月 3 日以後**に契約を締結する工事のうち、間接工事費率に補正係数を適用していないもの。

【補正係数の一覧】

間接工事費	補正係数
共通仮設費	1.5
現場管理費	1.2

変更後の請負代金額の積算方法

補正係数を適用した共通仮設費率及び現場管理費率並びに当初契約時点の物価により積算された予定価格 × 当初契約の落札率

協議の請求期限

契約締結日から 60 日以内

3 その他

平成 26 年 2 月 24 日以後に公告する工事については、間接工事費率への補正係数の適用後の予定価格になります。

事務担当 契約検査課入札契約グループ 電話 0242-39-1217